

《入院時食事療養費・入院時生活療養費(令和8年6月改定)》

入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
上位所得者(限度額区分ア、イ) 一般(限度額区分ウ、エ)	現役並み 一般	550円	
低所得者（限度額区分オ）	低所得者Ⅱ	90日までの入院	270円
		90日超の入院（長期該当者）	220円
該当なし	低所得者Ⅰ	130円	

注1) 低所得者に該当する場合は、(減額対象者の)申請に基づき、保険者(後期高齢者の場合は広域連合)が『標準負担額減額認定証』を交付します。（同意によるオンラインでの取得も可能です）

注2) 長期該当者となる為には新たに申請が必要です。

長期該当者の要件：『減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者』です。